

東京都市計画緑地 総括図
第107号 上石神井の森緑地
(縮尺) 20,000分の1 (練馬区決定)

※この図面では、用途地域、特別用途地域、高度地区、防火・準防火地域、
新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路()を表現しています。



第107号 上石神井の森緑地

凡 例

用途地域	緑地種別 (高度地区)
一住 第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
一特 第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
二住 第二種住居地域	第二種住居地域
近住 近隣商業地域	近隣商業地域
商業 商業地域	商業地域
特工 準工業地域(特別工業地域)	準工業地域(特別工業地域)
工業 工業地域	工業地域

※用途地域、高度地区、防火地域等に併記しては表にも併記して下さい。

高度地区

① 第一種高度地区	17m① 17m 第一種高度地区
② 第二種高度地区	17m② 17m 第二種高度地区
③ 第三種高度地区	17m③ 17m 第三種高度地区
④ 第四種高度地区	20m④ 20m 第四種高度地区
⑤ 第五種高度地区	20m⑤ 20m 第五種高度地区
⑥ 第六種高度地区	25m⑥ 25m 第六種高度地区
⑦ 第七種高度地区	25m⑦ 25m 第七種高度地区
⑧ 第八種高度地区	30m⑧ 30m 第八種高度地区
⑨ 第九種高度地区	30m⑨ 30m 第九種高度地区
⑩ 第十種高度地区	35m⑩ 35m 第十種高度地区

防火地域等の指定

*** 防火地域	防火地域
*** 準防火地域	準防火地域
*** 防火指定なし	防火指定なし

新たな防火規制区域

新たな防火規制区域	新たな防火規制区域
-----------	-----------

風致地区

風致地区	風致地区
------	------

- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地域(一特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の都市計画図を参照してください。
(1)練馬区都市計画部都市計画課(本庁舎10階)
(2)練馬区都市計画部都市計画課(練馬区都市計画部都市計画課) (都庁第二本庁舎12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画部都市計画図」を参照してください。
(1)練馬区都市計画部都市計画課(本庁舎10階)
(2)練馬区都市計画部都市計画課(練馬区都市計画部都市計画課) (都庁第二本庁舎12階)
 - 用途地域の境界は、原則として道路、鉄道、河川等の中心です。路線式の指定(準状)は道路に指定されているものではなく、是時的には道路と地物の境界から20mまたは30m(※30mのものは「※30m」の表示があります)。
 - 他の緑地は、練馬区ホームページをご覧ください。
(1)練馬区ホームページ(練馬区都市計画部都市計画課) (都庁第二本庁舎12階)
(2)練馬区ホームページ(練馬区都市計画部都市計画課) (都庁第二本庁舎12階)